

高知龍馬空港施設基本・実施設計委託業務説明書

1 目的

高知龍馬空港において、訪日旅客のスムーズな出入国とC I Q等の受入体制を確立するための新たな施設を建設することで、国際線の受入拡大を図り、本県のインバウンド観光を推進する。

2 整備の概要

- (1) 施設 の 用 途 高知龍馬空港国際線ターミナルビル（一部国内線との共用）
- (2) 建設 予 定 地 南国市久枝乙58番地
- (3) 用 途 地 域 市街化調整区域
- (4) 施設 規 模 等 延床面積 3,376㎡（既存ビルの改修含む）
- (5) 施設 構 造 鉄骨造3階建（既存ビル：鉄骨造）
エキスパンションにより既存部分と接続
- (6) 施設 設 備 空調設備（冷暖房）、給排水設備、照明設備、音響設備
- (7) 概 算 工 事 費 1,948,000千円
- (8) 工事完了時期(予定) 令和7年10月

3 業務概要

- (1) 委 託 名 高知龍馬空港施設基本・実施設計委託業務
- (2) 委 託 期 間 契約締結の日から令和6年8月31日まで
- (3) 成果品納入場所 高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課
電話 088 (823) 9734 FAX 088 (823) 9526
E-mail 070301@ken.pref.kochi.lg.jp

4 業務の対象

国際定期便の受入れに必要な施設（新ターミナルビルの建設、既存ターミナルビルの改修）、設備、外構（計画敷地内の障害物件の移設を含む）。

なお、「高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議」における検討内容を参照すること

5 業務内容

以下の業務について県と受託者の協議のうえ進めていくものとする。受託者は県及び高知空港ビル(株)、各CIQ機関と十分に調整を図りながら、業務を実施すること。

- ア 建築（意匠・構造・外構）及び設備（電気・機械・EV）基本設計
- イ 建築（意匠）実施設計
- ウ 建築（構造）実施設計
- エ 電気設備実施設計
- オ 機械設備実施設計
- カ 空港特殊設備（PBB、バゲージハンドリングシステム）設計
- キ 外構実施設計
- ク 制限フェンス門扉等移設に係わる設計
- ケ 井戸・ポンプ移設に係わる設計
- コ 建築積算業務
- サ 電気設備積算業務
- シ 機械設備積算業務
- ス 完成予想図作成

- セ 整備費用と維持管理費用の縮減の検討業務
- ソ 各種申請・届出業務（国有財産一時使用許可申請、施設設置許可申請、国有財産の撤去移転申請、工事借地申請、高知県ひとにやさしいまちづくり条例及びバリアフリー法による届出、省エネルギー関係計算書の作成及び申請、高知県浄化槽指導要領による届出など）
- タ その他建築に関する基本・実施設計に必要な業務

6 留意事項

(1) 施設規模の算定基礎

中国・四国地方の空港において、国際線を運航している航空会社が保有する機材の状況を踏まえると、高知龍馬空港に就航する可能性が高い機材として小型ジェット機のB737-800、A320-200等（座席数は180席程度）を想定し、施設規模の算定基礎となるピーク時旅客数を162人（出到着各々1便、提供座席数180人席に搭乗率90%）とする。

(2) 整備に求められる機能

整備する機能は、以下のとおりとする。（別紙「レイアウト図」参照）

（提案の際に参考とするイメージであり、具体的には基本設計で検討する。）

項目		概要	面積(m ²) 【参考値】	
新ビル	3階	ANA事務室	既存ビルから移設	86
		有料待合室	既存ビルから移設	69
		機械室		105
	2階	空港ビル会議室	既存ビルから移設	65
		V I P室	既存ビルから移設	77
		出国審査場	出国審査2ポジションを確保	49
		出国税関	出国税関1ポジションを確保	12
		保安検査場	ボディスキヤナの設置に対応	106
		検疫検査場	検疫2ポジションを確保	98
		入国審査場	入国審査6ポジション（5ポジション+1ポジション(障害者対応など)）を確保	149
		検疫事務所	検体採取室、有症者待機室、検疫待機用トイレ含む	54
		入管事務所	取調室含む	54
	1階	手荷物荷捌場		126
		手荷物受取所	ベルトコンベアを設置	245
		動物・植防カウンター	事務所含む	20
		税関検査場	税関ポジションのスペース	84
		税関事務所	検査室及び取調室含む	33
		チケットカウンター		27
		チケットロビー		247
既存ビル	2階	空港ビル事務所室	既存ビル内再配置	69
		搭乗待合室	コンセッション含む	285

※上記に加えP B B、トイレ、通路等

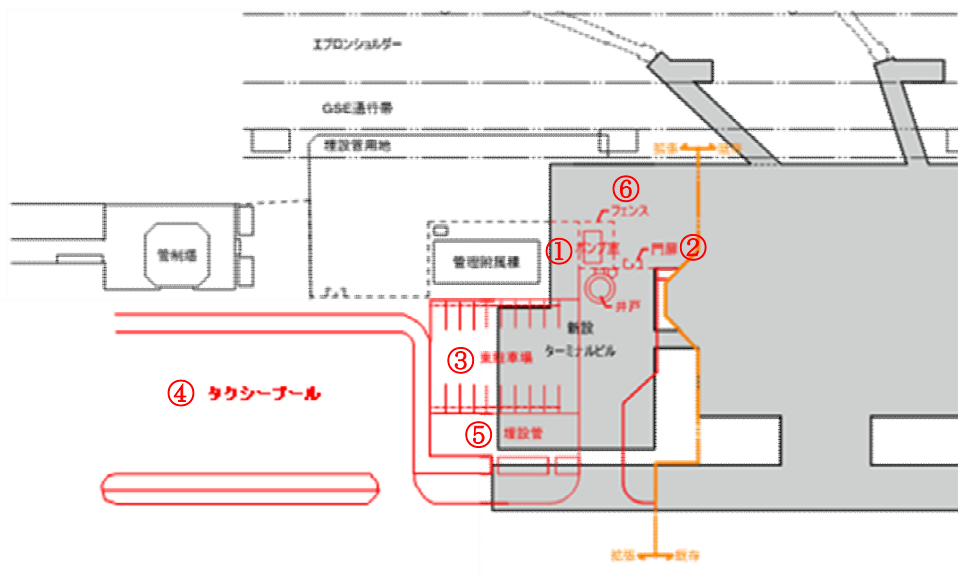
- ア 搭乗客等の送迎にふさわしい意匠とすること。
 - イ 沿岸部に位置するため、塩害対策に十分配慮すること。
 - ウ 夜間等の防犯対策に配慮すること。
 - エ 地震・津波等の災害対策に十分配慮すること。
 - オ 降雨による浸水対策に配慮すること。
 - カ 自然換気や自然採光について配慮すること。
 - キ バリアフリーを確保すること。
 - ク 建築物の省エネ対策に配慮すること。
 - ケ 既存施設を含め、施設の維持管理に配慮すること。
 - コ 搭乗客等の快適性に配慮した内装とすること。
 - サ 国際線運航時以外の多目的利用に配慮した内装とすること。
 - シ 清掃等のしやすさ、維持管理のしやすさに配慮した内装とすること。
- *木材の利用が可能な部分については、木質化に努めること。

(3) 計画敷地

ア 敷地内障害物件

計画敷地内には、下記の施設があり、設計前に詳細な位置と障害状況を確認し、移設等を設計に反映させる必要がある。

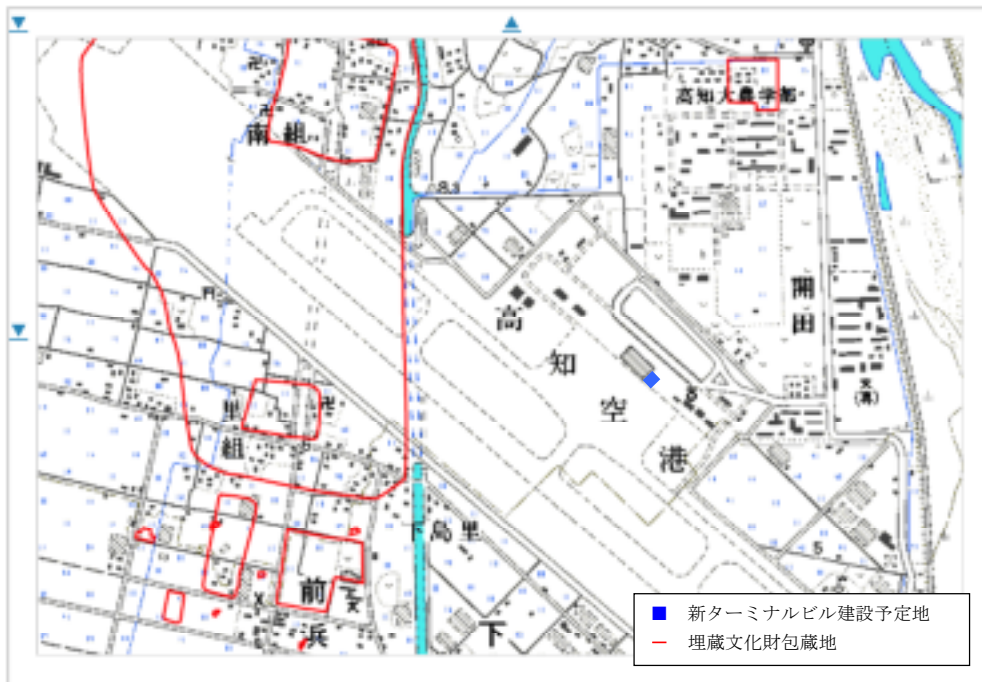
- ① 井戸・ポンプ室
- ② 門扉（緊急ゲート）
- ③ サービスヤード（東駐車場）
- ④ タクシープール
- ⑤ 埋設管
- ⑥ 制限フェンス



敷地内支障物件配置図

イ 埋蔵文化財

空港周辺には田村遺跡群などの文化財の存在が確認されているものの、今回の計画地は、既に調査が行われ、埋蔵文化財包蔵地（遺跡）は確認されていない。



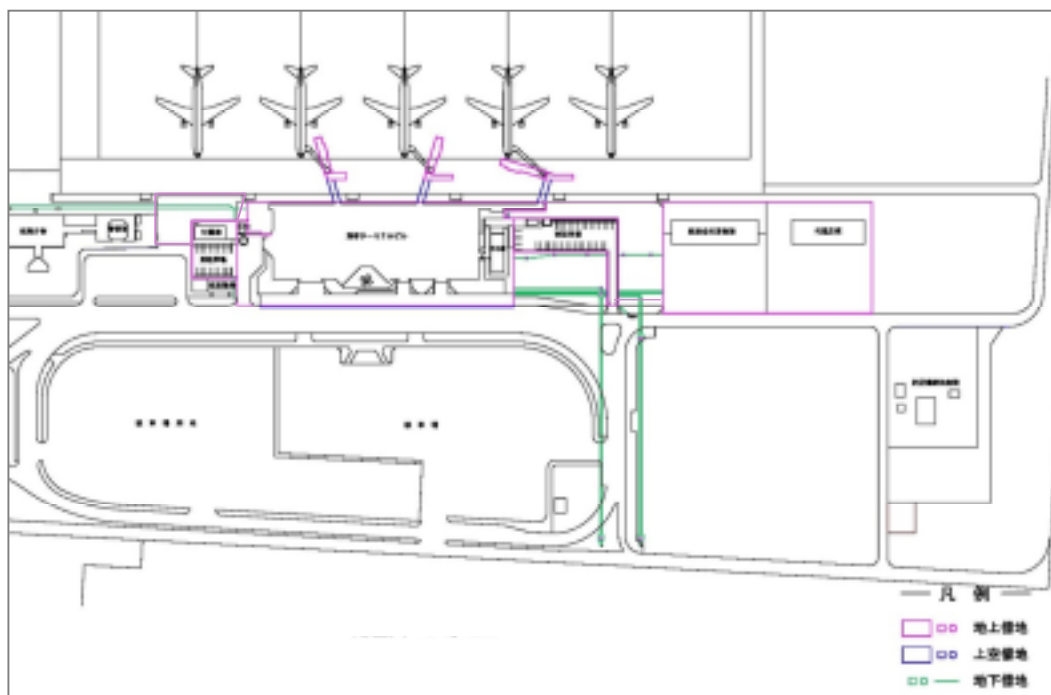
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の簡価地図50000（地図巻）及び数値地図25000（地図巻）を複製したものです。
（承認番号 平25国産 第647号）

高知龍馬空港周辺における埋蔵文化財の分布

ウ 現行借地範囲

既存ビルの所有者である高知空港ビル(株)が、国土交通省航空局を通じて、財務省に申請している借地範囲は、下図に示すとおりである。

工事に際しては、着手前に工事借地申請、完成後は現行借地の変更手続きを行う必要がある。なお、工事に際して支障となる埋設管については、事前に確認を行う必要がある。

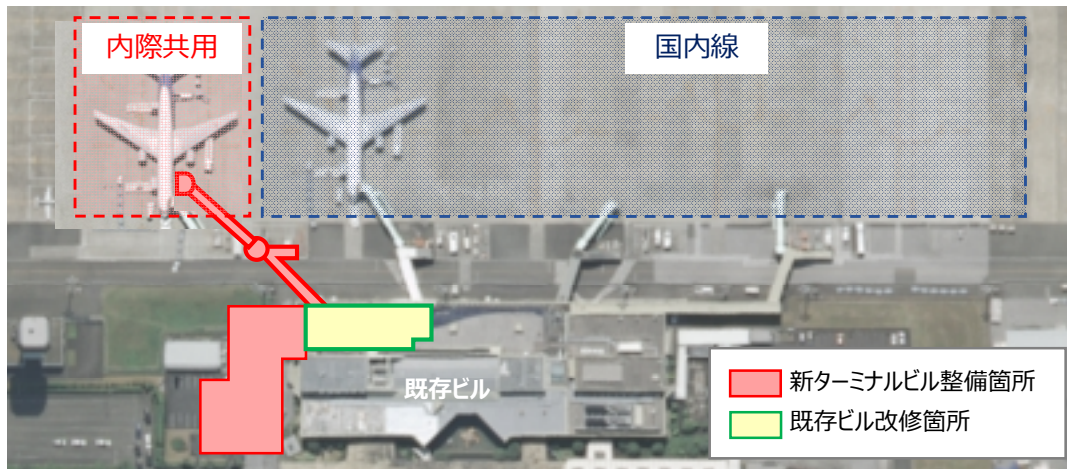


現行借地範囲図（全体）

(4) 配置計画

ア 施設の整備位置

新ビルの整備位置は下図のとおり、既存ビルの東側に整備する計画とする。P B Bは5番スポットに新たに整備する。



新ターミナルビル計画配置図

イ 周辺施設の移設等

- ・浄化槽：既存の浄化槽を共用する。
- ・サービスヤード：現機能を確保。
- ・井戸・ポンプ：移設し、現機能を確保。（移設場所は未定）
- ・緊急車両ゲート：移設予定。（移設場所は未定）
- ・G S E車両置場：移設し、現機能を確保。（移設場所は未定）

(5) 動線

旅客動線は、保安上の観点から、出発・到着及び国内・国際のいずれも完全分離する計画とする。

また、V I P、防疫、ハイジャック、災害等の緊急時における対処にも十分対応が可能な計画とする。

ア 旅客動線

動線計画は別添「動線計画図」のとおり

（別添「動線計画図」は提案の際、参考とするイメージとする）

イ 有症者動線

有症者が発生した場合は、一般旅客やその他の従業員などと交錯しない動線で搬送する。なお、階層移動はストレッチャー対応のエレベータとする。

ウ 運航従事者（空港スタッフ）の動線

① C I Q職員動線

C I Qエリアへは、専用扉などを通り、旅客動線を利用してアプローチする。

② 税関検査車両動線

税関検査のための専用車両（X線車両、T D S車両等）は、制限フェンス門扉から制限エリアに入場し、手荷物荷捌場近傍に複数台分の駐車スペースを確保する。

7 整備工程計画

以下の整備工程の考え方に基づく工程は、次表のとおり。

- ・ 基本設計は3ヶ月、実施設計は4ヶ月程度を見込む。
- ・ 国土交通省航空局への各種申請は、基本設計段階で事前協議を実施する。
- ・ 国土交通省航空局及び県への許認可等申請手続きは審査期間として2ヶ月程度を見込む。
- ・ 新ビル本体工事は、各種検査期間を含め10ヶ月程度とする。
- ・ 監理者検査及び行政検査、発注者検査期間は、1ヶ月程度を見込む。
- ・ P B Bの設置工事は、新ビル本体工事に先行し発注を見込む。

内容	R 6 年			R 7 年		
地質調査（別途委託）	約2ヶ月					
基本設計（本業務）	約3ヶ月					
実施設計（本業務）		約4ヶ月				
許認可等申請手続き（本業務）			約2ヶ月			
P B B 設置工事				約13ヶ月		
新ビル整備工事 （既存ビル改修含む）				約10ヶ月		

8 その他

(1) サービスヤードの確保

計画敷地は既存ビルのサービスヤードを含むため、代替地を確保する必要がある。

(2) 関係機関との調整

基本設計着手及びその他必要に応じて関係機関と協議調整を行い、設計に反映する事項について整理する必要がある。

(3) 固定橋 P B B の設置位置

固定橋 P B B の設置位置は、5 番スポットの機軸位置と対象機材の選定等を大阪航空局と調整の上、設定する。

(4) 建築基準法等の既存遡及

既存ビルの建築基準法等の既存遡及の検討については、協議により対応を検討する。

(5) その他

P B B の設置工事は、新ビル本体工事に先行して着工することを見込んでいるため、P B B 設置工事の発注に必要となる関係資料を令和6年4月30日までに納めること。

